

自転車マナー講習会のお知らせ

平成 26 年 5 月 27 日
交通安全対策協議会
鯉山支部長 練尾賢治

昨年 12 月道路交通法が改正され自転車は道路右側にある路側帯(白線を引いた内側)を通行することが禁止され違反した場合は 5 万円以下の罰金が課せられるようになっています。

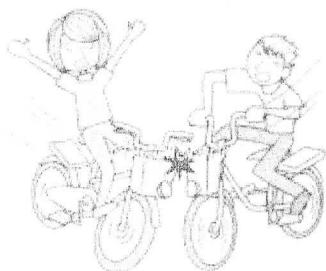
路側帯とは歩道がない道路のうち、道路の端に設けられた歩行者や自転車の通行スペースで、車道と白線で隔てられている。自転車などの軽車両は、これまで歩道がない道路では、左側・右側どちらの路側帯も通行することができた。改正後は進路左側の路側帯に限定されます。

これらを含めて自転車シミュレーターを使用した自転車マナー講習会を下記の日程で開催いたしますのでご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時 平成 26 年 6 月 12 日 (木) 午後 1 : 0 0 ~ 3 : 0 0

場 所 鯉山コミュニティハウス



以上